



元気みなぎる通信

川内たかゆき後援会

〒889-1802 宮崎県都城市山之口町花木 2253-6
TEL・FAX：0986（77）5298

《日々の活動と重責》

錦秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、川内たかゆき並びに後援会に対し多大なるご支援を頂き誠にありがとうございます。

最近、議員の不祥事が全国的に取り上げられ話題となっています。政務活動費の不正受給、品のないヤジ、セクハラ、選挙がらみの買収でほとんどの議員が逮捕されてしまった自治体もありました。日々の活動を通じて思うことは、やはり、市民の皆様と面と向かって語り合うこと、真摯に意見を受け止めその答えをお返すこと、何より地域のために汗をかくこと、こういった議員として当たり前であることが当然のようにできなくてはならないということです。

議員という仕事、その重責を日々感じながら活動しております。活動自体は自己責任ですが、その活動により、地域に市民の皆様にご迷惑をかけることがないよう頑張っております。

今後も引き続きご指導、ご支援くださいます様、何卒宜しくお願い致します。



◎政務活動費について

都城市議会では、他の議会同様「政務活動費」が支給されています。その使用については、「政務活動費使途基準ガイドライン」で定められており、全部で下記の9項目が定められています。

1. 研究研修費・・・会派開催の研修会費用、会派議員が他団体の開催する研究、研修会等に参加する経費。（会費、旅費、講師謝礼金等）
2. 調査旅費・・・会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費）
3. 資料作成費・・・会派の行う調査研究活動のために必要な資料作成に要する経費（印刷費、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
4. 資料購入費・・・会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費。
5. 広報費・・・会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告、PRするために必要な経費。（印刷費、広報誌等）
6. 広聴費・・・会派が住民から市政及び会派の政策等に対する要望または意見を吸収するための会議等に要する経費。（会場費等）
7. 人件費・・・会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費。
8. 事務所費・・・会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所賃借料、事務機器購入等）
9. 要請、陳情活動・会派が、要請、陳情活動を行うために必要な経費（印刷費、交通費、宿泊費等）

お読みいただくとわかりますが、すべて「会派」が主体となっております。したがって、都城市議会では政務活動費は会派に支払われます。支払い額は「月額3万円/人」となっており、もちろん、使用したものについては1円から領収書の添付が義務付けられています。

ちなみに、地域行事や会合等への参加費やこの後援会便りのような個人的なものへの使用は認められておりません。また、年度末において政務活動費の未使用分がある場合は、当然返還を行います。視察・研修については、必ず報告書を提出しなければなりません。

このように、都城市議会では厳格な基準のもと運用されています。県外研修等の際には、非常に助かる制度でもあります。全国的に問題となっている政務活動費です。今後も厳格、適正な活用に努めてまいりますのでご理解の程宜しく申し上げます。

◎議会改革特別委員会が設置されました

都城市議会では、この度、議会改革をより一層進めるため「議会改革特別委員会」を設置することになりました。本委員会では、議員定数の削減、政務活動費使途基準の見直し、議会基本条例の規定の実現・見直し等について調査、検討を行うことになっております。

特に、この議員定数の問題は近隣の自治体でも取組がされている事項であり、市民の皆様のご関心も高いことからより慎重な取り組みが望まれます。議会改革特別委員会の設置が市民の皆様にとって有意義なものとなるように、より一層の議会改革の推進を図ってまいります。



9月議会一般質問抜粋「子育て支援環境の整備とこども教育について」



問 公共施設における子育て支援設備（授乳室、オムツ替えシート、ベビーキープ）の設置状況と今後の対応について

答）総合支所や図書館、保健センターなど15ヶ所の公共施設について調査しましたところ、授乳室の確保5カ所、オムツ替え設備7カ所、ベビーキープ設置2ヶ所でした。

今後は、新規での公共施設の建設や改修等の機会に、子育て支援設備が整備されるよう整備指針の策定の必要性について考えて参ります。

【意見】

- 都城総合文化ホール、ウェルネス交流プラザなど、子育て世代のイベントや利用者が多い施設で設備が不足している点は早急に改善すべきである。
- 少子化、人口減少が危惧される中、かゆい所に手の届く子育て支援環境の整備が必要である。
- 「子育てしやすいまち」を唄うのであれば、都城が一番だと胸を張れるものにしてほしい。

問 本庁のみで行われた児童手当現況届の改善について

答）本年度の児童手当の現況届の受付につきましては、6月23日～7月11日までの15日間でした。今回は、消費税増税に伴う臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の手続きなどもあり本庁一括の受付としました。来年度以降は、各総合支所とも連携を図りながらこども課から職員を派遣する等、本庁以外での受付についても予定しているところでございます。

【意見】

- 12053世帯が対象の制度であり、30人待ち、40人待ちの状況が見られた。一日平均700人が訪れること自体無理があったのではないかと。わずか数分の手続きのために、どれだけの世帯が仕事を抜けなければならないのか考えて欲しい。
- 他の自治体では、この手続きを郵送対応しているところもたくさんある。本市も郵送を含め状況改善に努めるべきである。

問 放課後児童クラブ、児童館へのAED設置について

答）市が設置し、または管理する施設についてAEDの設置基準、優先順位を定め、計画的に設置することにより、AED設置施設の拡大と救命率の向上を図ることを目的に「都城市児童対外除細動器設置方針」が定められたところです。今後は、国・県などの財源を活用した設置や指定管理などによる設置など整備を図っていききたい。

【意見】

- 児童館については、14施設すべてAEDが未設置の状態である。ひと月に数百から二千人以上の子どもたちが利用する館もあることから、子どもを守る、未来に投資する観点からも経費を理由にせず早急に改善すべきである。

問 放課後児童クラブの待機児童解消について

答）現在把握している待機児童数は22名です。原因としては放課後児童クラブガイドラインで定められた一人当たり1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいとする基準を超えたためであります。新規参入事業所、施設の増設等が必要だと考えます。

【意見】

- 本来、共働き世帯を応援することが目的の制度であるが、それがかなわない現状は望ましくない。来年度以降は、放課後児童クラブの利用対象が「おおむね10歳未満」から「小学生」へと拡大されることを考えても、現状の改善に努めるべきである。
- 本来の目的である、共働き世帯の助けとなれるように、子どもたちが犠牲とならない様に慎重かつ迅速に対応してほしい。



※質問の全内容はHPブログにて公開しています。その他、活動報告掲載しております。 <http://www.bjs-power.com>

☆使ってください！「川内たかゆき」！！

議員として未熟な身ではありますが、皆様のご支援のおかげで日々活動に励んでおります。皆様のもとへお伺いすることもございますが、中々ご期待に添える状況ではないと感じております。後援会だよりを通じて、少しでも市政のこと、活動のことが伝わればと思います。また、皆様から気軽に使っていただけるように今後も頑張っております。「市政について聞いてみたい」「活動報告をもっと知りたい」「まちのこと、地域のことをどう考えているのか」などなど、些細なことでもかまいません。ぜひ、使ってください！

連絡先：080-5602-4463（本人）